

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成26年 4月 9日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 2 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	残留熱除去機器冷却海水系ポンプ(A)出口圧力計検出配管において、ポンプ運転中に検出配管付け根継手部より海水の漏えい(約1滴/分)が認められたため、当該圧力計検出配管付け根継手部を点検・修理。なお、現在当該ポンプ停止中で漏えいは停止。	GIII	
2	3・4号廃棄物処理設備	3・4号機放射性廃棄物処理系クリーンレンヂ内(非管理区域)のコンクリートひび割れ1箇所及びコンクリート継目補修部3箇所において、雨水の流入が認められたため、当該箇所を点検・修理。	GIII	